＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

志 賀 聖 苑 連 絡 協 議 会

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

日時：令和８年１０月２６日（月）２０時から
場所：志賀聖苑　会議室



⌘　次　　第　⌘

１．開会あいさつ
２．自己紹介
３．座長指名
４．報告事項
　⑴ 施設の運営状況について
　⑵ 環境影響調査結果について
５．質疑応答・意見交換
６．閉会

✤ 資料 ✤
　・協議会設置要綱　・構成員名簿　・公害防止協定書（写）

志賀聖苑連絡協議会設置要綱

（設置）

第１条　志賀聖苑の運転管理の万全を期すため、志賀聖苑連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について意見を交換する。

⑴　志賀聖苑の稼動状況の監視及び調査

⑵　公害防止協定による遵守事項の履行の確認

⑶　その他必要な事項

（協議会の構成）

第３条　協議会は、木戸自治会から選出された者７人以内をもって構成する。

（任期）

第４条　協議会の構成員の任期は、２年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

２　次条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）は、会議進行のため、座長を指名することができる。

３　庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、市民部戸籍住民課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１月１０日から施行する。

志賀聖苑連絡協議会構成員名簿

（令和８年５月１日現在）

氏　名	就任日
中　村　克　己	令和７年７月１日
中　村　　等	令和５年７月１日
他　谷　桂　三	令和７年７月１日
三　科　基　次	令和８年５月１日
太　田　義　典	令和７年７月１日
中　嶋　彩　子	令和７年７月１日
牧　野　詩　子	令和７年７月１日

（敬称略、順不同）

（事務局）

氏　名	役　職
川　島　英　和	市　民　部　長
木　元　宏　樹	市　民　部　次　長
多　賀　尚　幸	戸 籍 住 民 課 長
北　田　敦　士	戸籍住民課長補佐
奥　山　敦　夫	戸 籍 住 民 課 係 長
辻　尾　大　樹	戸 籍 住 民 課 主 事

<指定管理者：おおつ斎苑管理グループ>

氏　名	役　職
志　村　空　紀	統　括　責　任　者
竹　内　　歩	志　賀　聖　苑　長

⑴ 施設の運営状況について

■ 火葬炉及び葬祭棟の使用状況

志賀聖苑 年度別施設使用状況表

（単位：件）

年度	火葬棟								葬祭棟		
	火葬炉						施設		葬儀ホール		施設
	人体				汚物	動物	待合室	霊安室	大	小	霊安室
	死体	死胎	改葬	計							
令和５	1,072	12	0	1,084	1	1,387	266	145	12	120	209
令和６	1,095	7	0	1,102	2	1,442	265	145	8	139	234
令和７	1,070	6	0	1,076	0	1,955	254	205	9	129	231
令和８※	418	4	0	422	0	574	83	80	4	45	82

※令和８年度は８月末現在の件数

■ 火葬について

① 大津聖苑との比較

大津市斎場　火葬炉使用状況

（単位：件）

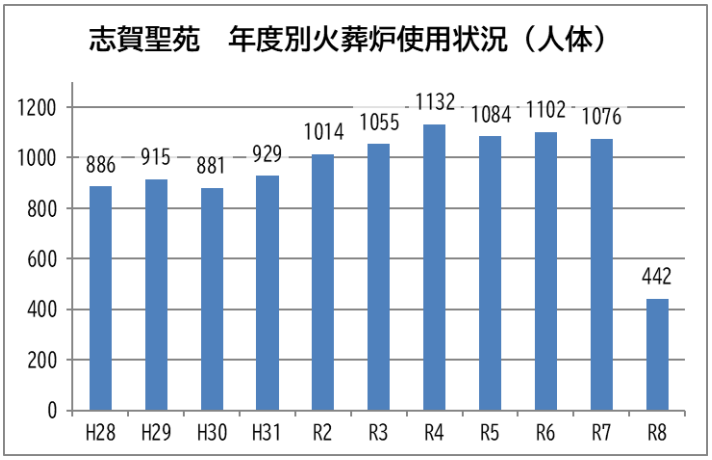
年度	大津聖苑（人体７基、動物１基）				志賀聖苑（人体４基、汚物・動物各１基）				合計			
	人体炉	汚物	動物炉	計	人体炉	汚物炉	動物炉	計	人体炉	汚物	動物炉	計
令和５	2,653	46	1,984	4,683	1,084	1	1,387	2,472	3,737	47	3,371	7,155
令和６	2,868	36	1,815	4,719	1,102	2	1,442	2,546	3,970	38	3,257	7,265
令和７	2,870	58	922	3,850	1,076	0	1,955	3,031	3,946	58	2,877	6,881
令和８※	1,171	26	661	1,858	442	0	574	1,016	1,613	26	1,235	2,874

※令和８年度は８月末現在の件数

令和７年度における市全体の火葬炉使用件数は 6,881 件。うち志賀聖苑は 3,031 件で、市における火葬の約 44.0%を担っている状況です。なお、動物火葬件数が、増加しているのは大津聖苑において動物火葬炉の更新工事中に受入れ中止期間があったことから、志賀聖苑に流入したためです。

また、令和８年度については、８月末現在で市全体の火葬炉使用件数は 2,874 件。うち志賀聖苑は 1,016 件で、市における火葬の約 35.4%を担っている状況です。

② 人体の火葬について



志賀聖苑における人体の火葬炉使用件数は、この 10 年で概ね増加傾向が認められます。

今後も 65 歳以上人口の増大により、死亡者数は全国的に増加する見込みであり、それに伴い当聖苑の火葬件数も増加していく見込みです。

■ 葬祭棟について

葬儀ホールの使用件数は直近 3 年間、大ホール・小ホール合わせ安定して約 150 件程度の　使用をいただいている状況です。

⑵ 環境影響調査結果について

① 公害防止協定書

地域住民の健康と快適な生活環境の保全を図ることを目的に当初平成 3 年に締結しました。令和 7 年 3 月には内容を更新し再締結。ダイオキシン類、大気汚染、騒音、臭気指数等それぞれの測定数値を協定で定めた値（下記調査表着色部）以下にすることを記載しています。

② 環境影響調査結果

調査実施日時：令和 7 年 11 月 19 日（第 1 系統 1 号炉）
令和 8 年 3 月 16 日（第 2 系統 3 号炉）※再測定同年 4 月 20 日
令和 8 年 7 月 23 日（第 1 系統 1 号炉）

調査実施機関：NEC ファシリティーズ株式会社
事業登録　環境計量証明（滋賀県特定濃度 21-01 号、濃度第 1 号、振動第 1 号、騒音第 5 号）

■ 調査結果

● 令和 8 年 3 月 16 日測定の「大気汚染：一酸化炭素」の項目について、基準値の超過が有りました。超過理由は、副葬品の量に起因する不完全燃焼であると考えられたため、同年 4 月 20 日に同項目のみの再測定を実施したところ、基準値内となりました。このことから、基準値超過は、調査時の火葬のみで発生した一過性のものであり、当該火葬炉の故障又は経年による性能の低下によるものではないと判断いたしました。

今後も副葬品について、利用者により一層のご理解を賜れるようご案内を強化し、火葬炉の安定稼動及び環境の保全に留意しながら操業を行ってまいります。

■調査結果表

①令和 7 年 11 月 19 日（第 1 系統 1 号炉）

環境影響調査表

項目・測定年月日		法・条例等基準値	公害防止協定値	令和7年11月19日（第1系統1号炉）
ダイオキシン類		5ng- TEQ/㎥N	5ng- TEQ/㎥N	0.82ng- TEQ/㎥N
大気汚染	硫黄酸化物	85 ppm	85 ppm	5 ppm以下
	ばいじん	0.25 g/㎥	0.05 g/㎥	0.01 g/㎥
	窒素酸化物	250 ppm	125 ppm	21 ppm
	塩化水素	50 ppm	50 ppm	4 ppm以下
	一酸化炭素	100 ppm	100 ppm	34 ppm
騒音（昼間）		55 dB	55 dB	51 dB
振動（昼間）		60 dB	60 dB	30 dB
臭気指数		12	12	10 以下

②令和 8 年 3 月 16 日（第 2 系統 3 号炉）※再測定同年 4 月 20 日

環境影響調査表

項目・測定年月日		法・条例等基準値	公害防止協定値	令和8年3月16日（第2系統3号炉）	令和8年4月20日（同炉再測定）
ダイオキシン類		5ng- TEQ/㎥N	5ng- TEQ/㎥N	1.2ng- TEQ/㎥N	-
大気汚染	硫黄酸化物	85 ppm	85 ppm	6 ppm以下	-
	ばいじん	0.25 g/㎥	0.05 g/㎥	0.02 g/㎥	-
	窒素酸化物	250 ppm	125 ppm	33 ppm	-
	塩化水素	50 ppm	50 ppm	4 ppm以下	-
	一酸化炭素	100 ppm	100 ppm	170 ppm	15 ppm
騒音	（昼間）	55 dB	55 dB	51 dB	-
振動	（昼間）	60 dB	60 dB	30 dB	-
臭気指数		12	12	10 以下	-

③令和 8 年 7 月 23 日（第 1 系統 1 号炉）

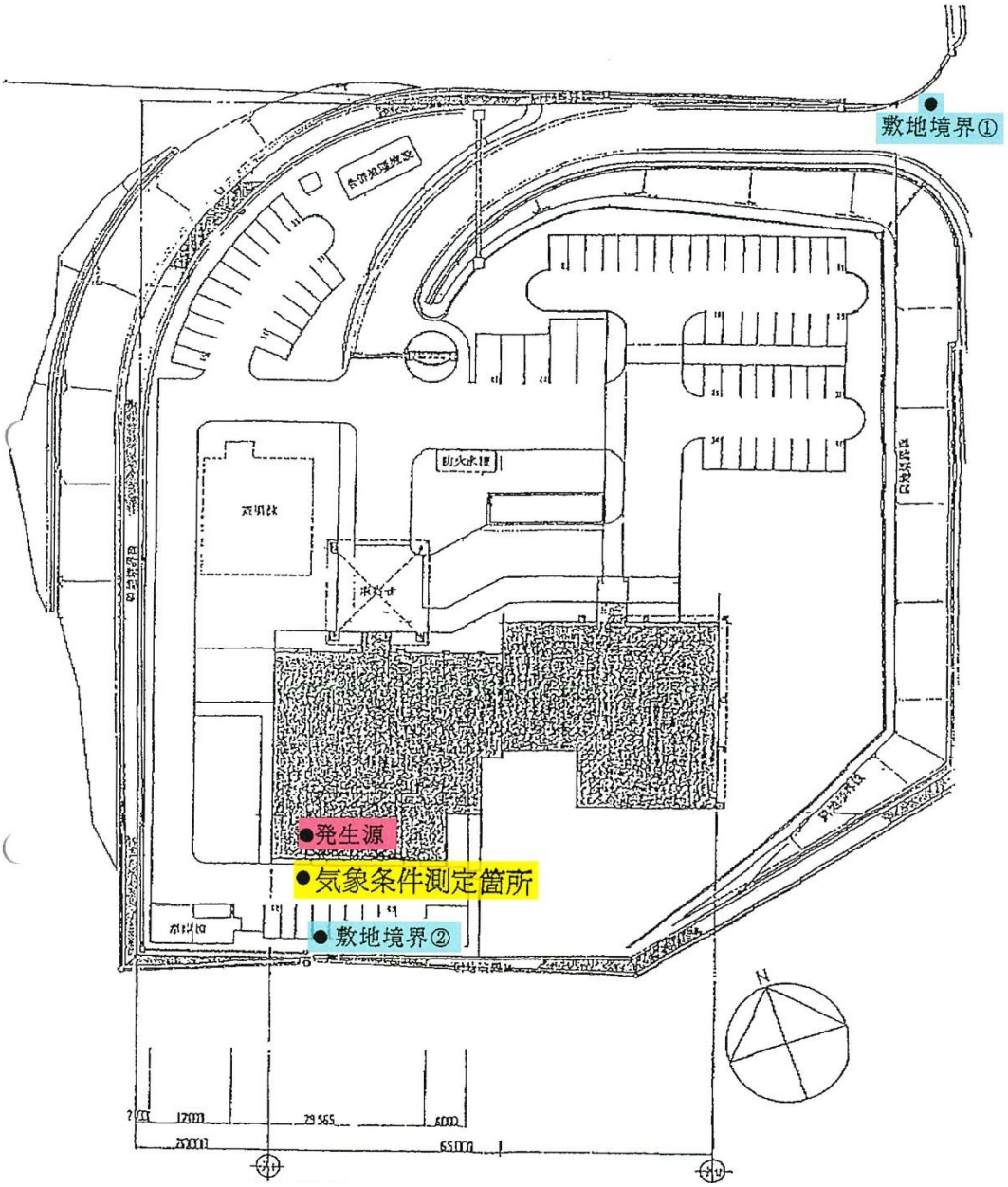
環境影響調査表

項目・測定年月日		法・条例等基準値	公害防止協定値	令和8年7月23日（第1系統1号炉）
ダイオキシン類		5ng- TEQ/㎥N	5ng- TEQ/㎥N	0.52ng- TEQ/㎥N
大気汚染	硫黄酸化物	85 ppm	85 ppm	5 ppm以下
	ばいじん	0.25 g/㎥	0.05 g/㎥	0.02 g/㎥
	窒素酸化物	250 ppm	125 ppm	32 ppm
	塩化水素	50 ppm	50 ppm	4 ppm以下
	一酸化炭素	100 ppm	100 ppm	28 ppm
騒音	（昼間）	55 dB	55 dB	53 dB
振動	（昼間）	60 dB	60 dB	33 dB
臭気指数		12	12	10 以下

ダイオキシン類：平成１２年３月「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」を参考とする。
大気汚染（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物）：大気汚染防止法施行規則別表 １３：廃棄物焼却炉 の数値を参考とする。
大気汚染（塩化水素、一酸化炭素）：平成２７年１２月「環境保全協定書＜環境美化センター＞」の数値を参考とする。
騒音：平成１３年３月３０日大津市告示第３１号「特定工場等において発生する騒音の規制基準について」を参考とする。
振動：平成１３年３月３０日大津市告示第３５号「特定工場等において発生する振動の規制基準について」を参考とする。
臭気指数：平成２３年１０月１日大津市告示第１４８号「悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定について」を参考とする。

ng＝ナノグラム＝10億分の1グラム
ppm＝100万分の1という割合を表示する記号

■ 測定場所位置図（臭気 ・騒音 ・振動）



公害防止協定書

大津市（以下「甲」という。）と木戸自治会（以下「乙」という。）との間に、甲が大津市木戸に建設した斎場施設（以下「斎場」という。）において、火葬事業（以下「当該事業」という。）を行うことについて、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、当該事業を行うに当たり、甲の責任を明確にし、もって地域住民の健康と快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（基本的責務）

第２条　甲は、当該事業を行うに当たり、公害関係諸法令等を遵守することはもとより、公害防止のための最適の設備を採用し、公害防止対策を強力に進めるものとする。

２　甲は、関係諸法令に別段の定めがない場合においても、必要な防災措置等を講ずることにより、地域住民の健康と快適な生活環境の保全に努めるものとする。

３　甲は、当該事業に係る一切の苦情等に対し速やかに、誠意をもって処理するものとする。

（大気の汚染）

第３条　甲は、火葬炉から排出するばい煙により、地域の生活環境等に悪影響を与えないようにするため、ばい煙の排出を防止するのに必要な装置を備えるものとし、ばい煙の排出口における濃度の数値を次の表に掲げる基準値以下にするものとする。

項　　目	排出基準値	測定方法
硫黄酸化物	８５　ｐｐｍ	大気汚染防止法施行規則（昭和４６年厚生省令・通産省令第１号）第１５条に規定する方法
ばいじん	０．０５ｇ／㎥	
窒素酸化物	１２５　ｐｐｍ	
塩化水素	５０　ｐｐｍ	
一酸化炭素	１００　ｐｐｍ	「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きについて（平成１８年７月１８日環廃対０６０７１８００１号）」に規定する方法
ダイオキシン類	５ｎｇ－ＴＥＱ／㎥	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成１１年総理府令第６７号）第２条に規定する方法

（騒音・振動）

第４条　甲は、騒音、振動を防止するため、騒音、振動を発生する設備等は、建築物又は工作物内に設置することに努めるとともに、消音、遮音及び防振の装置を備えるものとする。

2　前項の設備等から発生する騒音及び振動については、騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）及び振動規制法（昭和５１年法律第６４号）の規定に基づき敷地境界線上における数値を次の表に掲げる基準値以下にするものとする。

項　目	時　間　の　区　分	基　準　値
騒　音	朝　（午前６時から午前８時まで）	５０デシベル
	昼間（午前８時から午後６時まで）	５５デシベル
	夕　（午後６時から午後１０時まで）	５０デシベル
	夜間（午後１０時から翌日午前６時まで）	４５デシベル
振　動	昼間（午前８時から午後７時まで）	６０デシベル
	夜間（午後７時から翌日午前８時まで）	５５デシベル

測定方法

騒音……滋賀県公害防止条例施行規則（昭和４８年滋賀県規則第１０号）第９条に規定する方法

振動……特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和５１年環境庁告示第９０号）に規定する方法

（悪臭）

第５条　悪臭の防止については、敷地境界線上における数値を次の表に掲げる基準値以下にするものとする。

項　目	基準値	測　定　方　法
臭気指数	１２	臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成７年環境庁告示６３号）に規定する方法

（国等の規制基準の改正に伴う改良措置）

第６条　甲は、国等の規制基準値が改正されたときは、その改正後規制基準値を上回らない処理数値になるよう斎場を改良する等必要な措置を講ずるものとする。

（ばい煙濃度等の測定）

第７条　甲は、火葬炉から発生するばい煙、騒音、振動、悪臭の測定を定期的に行い記録するものとする。

2　甲は、前項の記録を３年以上保存するとともに、乙から申し出があれば、その測定記録を提示するものとする。

（運転管理）

第８条　甲は、火葬炉の運転に関し、従事者を常に教育訓練し、運転操作に習熟させ、事故が発生しないよう運転管理に万全を期すものとする。

（維持管理）

第９条　甲は、斎場の日常点検、整備等を十分行うとともに、定期的に計画修理を実施し、施設の能力維持に努めるものとする。

（必要な措置の申出）

第１０条　乙は、甲が前各条に定める事項を誠実に履行しないときは、必要な措置を講ずるよう甲に申し出ることができるものとする。

（協議）

第１１条　甲は、斎場の適正な運営及びこの協定を誠実に履行するため、必要に応じて乙と協議を行うものとする。

（定めのない事項等の処理）

第１２条　この協定の内容を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙いずれかの申し出により協議のうえ処理するものとする。

（適用期間等）

第１３条　この協定は、令和７年４月１日からその効力を発するものとする。

２　平成３年１２月２６日付で、大津市・志賀町行政事務組合と志賀町大字木戸区との間で締結した公害防止協定書は、この協定書の効力を発する日をもって、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和７年３月２６日

大津市御陵町３番１号
甲　大津市
大津市長　佐藤　健司

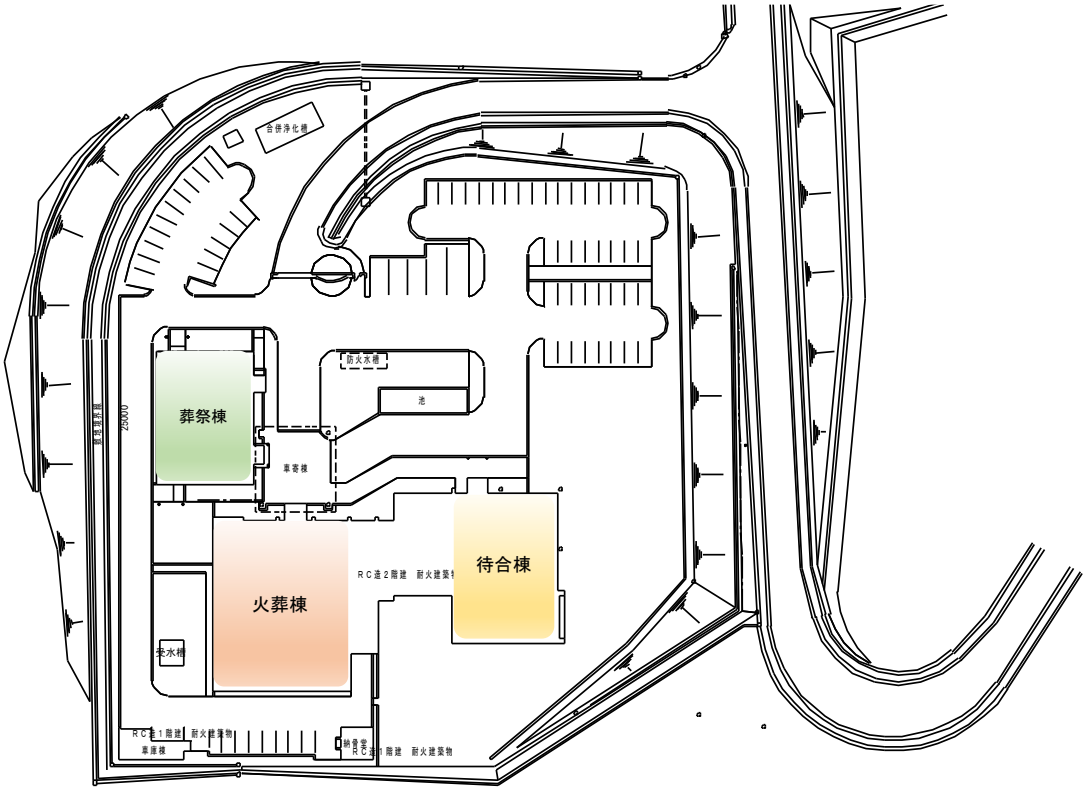


大津市木戸８８９番地
乙　木戸自治会
会長　　山口　哲生



志賀聖苑施設について

● 配置図



● 施設概要

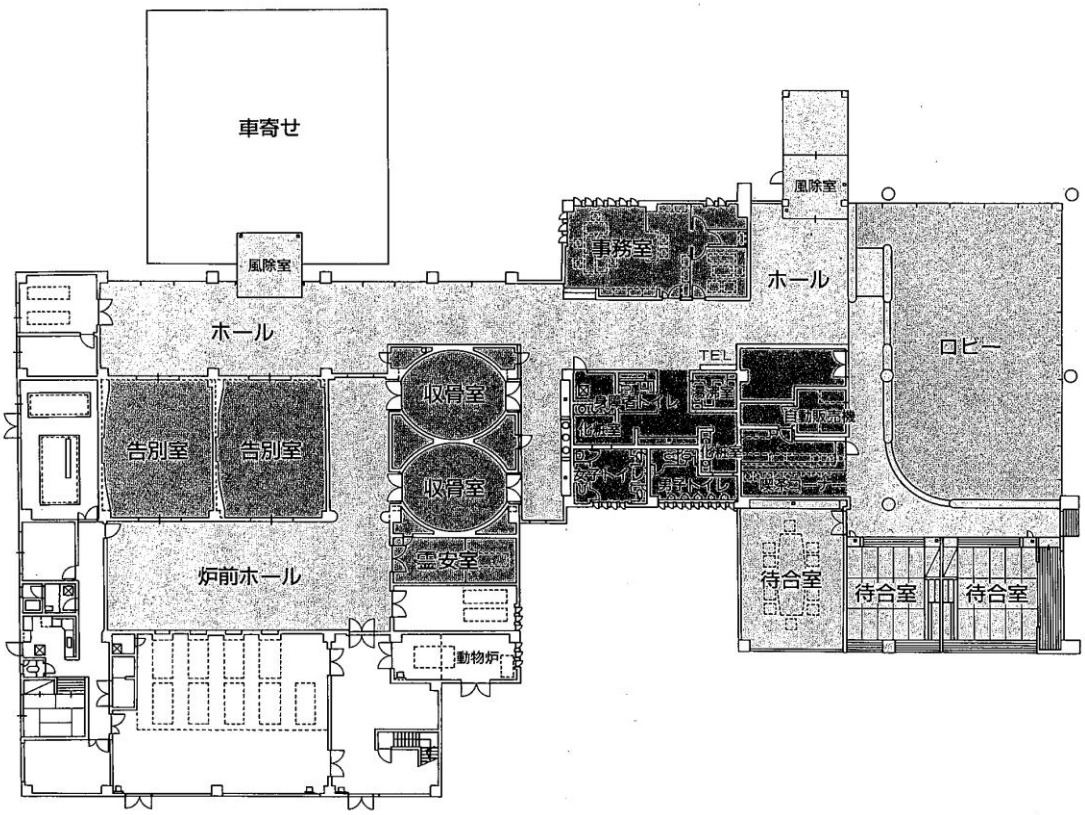
[火葬棟]

⑴ 建築年月：平成 5 年(1993 年)1 月
⑵ 延床面積：2,276.42 ㎡
⑶ 構造：鉄筋コンクリート造平屋建(一部 2 階建)
⑷ 火葬炉：燃料/灯油　人体炉 4、汚物炉 1、動物炉 1
⑸ 供用開始：平成 5 年(1993 年)4 月
⑹ 施設内容：待合ロビー、待合室、告別室、収骨室、霊安室、駐車場

[葬祭棟]

⑴ 建築年月：平成 24 年(2012 年)3 月
⑵ 延床面積：464.44 ㎡
⑶ 構造：鉄骨造平屋建
⑷ 施設内容：葬儀式場 1 室、家族控室、宗教者控室、霊安室
⑸ 供用開始：平成 24 年(2012 年)4 月

● 火葬棟・待合棟


車寄せ
風除室
ホール
告別室
告別室
収骨室
収骨室
霊安室
炉前ホール
動物炉
事務室
風除室
ホール
TEL
ロビー
待合室
待合室
待合室

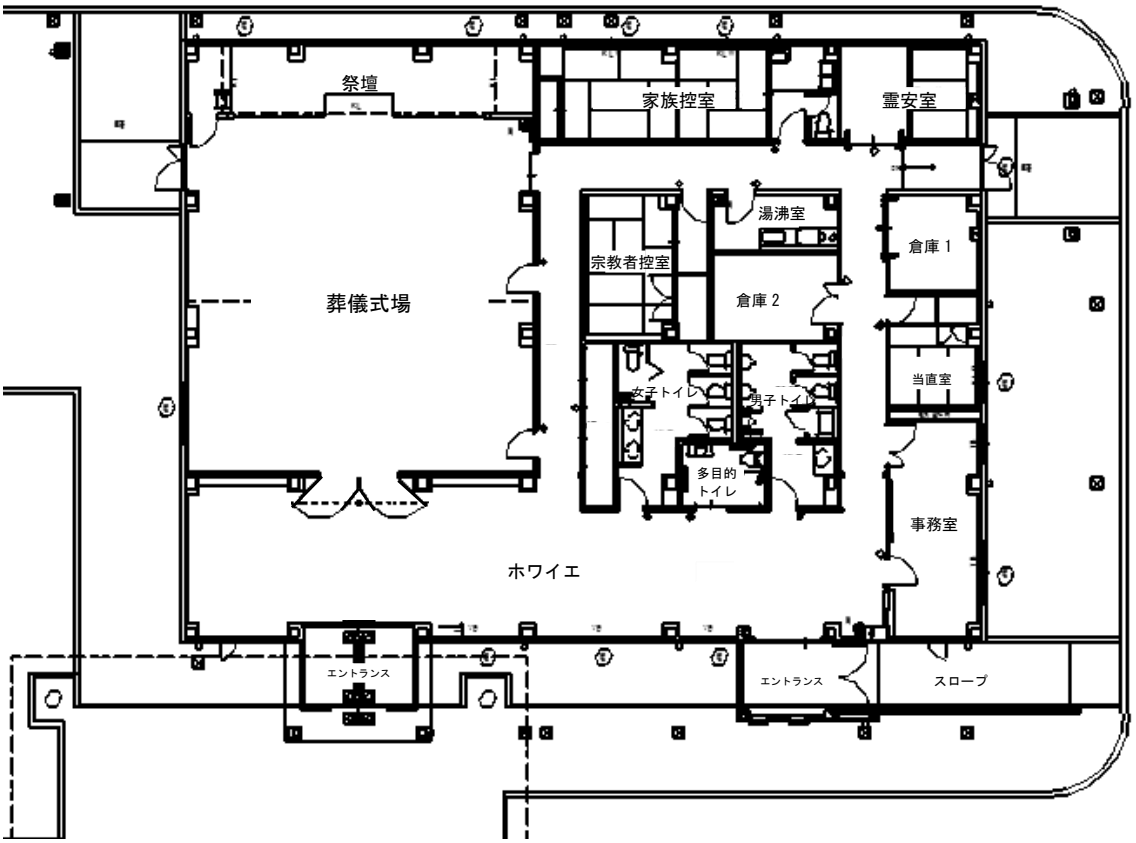

炉前ホール


待合ホール


告別室


炉室

● 葬祭棟





手前に葬祭棟、奥に火葬棟・待合棟を臨む

志賀聖苑




ホワイエ




家族控室


葬儀式場


宗教者控室


霊安室

● 大津市斎場ホームページ
https://ootsu-kasou.com





MEMO

✺志賀聖苑連絡協議会事務局✺
市民部戸籍住民課 施設管理係
電話 077-528-2702
FAX 077-525-6994